

令和7年度 第2回南丹市文化センター運営審議会 会議録

日 時：令和8年3月2日(月) 午後1時30分から3時20分まで

場 所：南丹市役所3号庁舎 2階 第4会議室

出席者委員：今井守委員、前田利通委員、前田義明委員(副会長)、村上不二子委員、
栃下辰夫委員、今井恵一委員、宅間治郎委員、榎原克幸委員、井尻常夫委員、
平野清久委員、森屋徹全委員、谷口和隆委員(会長)、片山智之委員、野々口智司委員

欠席委員：野中好委員、北井百合美委員、岡本悦子委員

事務局：船越市民部長、浅田人権政策課長、寺田人権政策課長補佐、
山口人権政策課長補佐兼人権政策係長、野口園部北部コミュニティセンター館長、
中野園部南部コミュニティセンター館長、國府八木東部文化センター館長

1 開 会

委員数17名のうち、出席委員14名。南丹市文化センター運営審議会規則第6条第2項により、本審議会は成立を報告。

新委員の委嘱 井尻常夫委員(民生児童委員協議会)

2 あいさつ 谷口会長

意見具申案の最終取りまとめに向け、皆様から忌憚のない意見いただき最終的な提出文書の作成へとつないでいきたいのでよろしく願います。

3 報告及び協議

(1)意見具申(「これからの隣保館の在り方について」)案について

事務局から事前配布資料に基づき、案策定経過と具申案について報告と説明

委員：社会福祉法に基づくというのが、隣保館の施設としての位置付け。これから先は、人的なことが課題です。市がどのような職員体制をとり、次に小型館と大型館をどのように繋いで運営していくのか。

委員：南丹市地域福祉計画、そして地域福祉活動計画にこの提言が合わさるかたちになるんじゃないかと思います。福祉と人権が手をつないで、差別を解消していくという目的を目指す隣保館としてすすめていくことが大事だと思う。

委員：地域福祉の観点から、「居場所」という考え方がひとつのキーワードになってきている。人権尊重を基盤に置けば、非常に大切な機能だというふうに見ている。

会 長：意見具申案について、了承としてよろしいか。

〈委員 了承〉

(2)意見具申と関連する「児童館運営」案件について（資料①）

事務局から資料に基づき、案件整理について説明・報告

・短期的な整理方向の検討…開館曜日の統一

・中期的な整理方向の検討…隣保館運営における「児童館運営」の位置づけ

事務局：現在管理している児童館は、同和対策特別措置法が出る中で、こども版隣保館として、こどもの育ちをしっかりと地域の中で行政が見ていくということで、作られてきた経過がある。

他児童館とは設置趣旨の違いがあるが、児童福祉法に結びつく位置付けになっている。

委員：放課後児童健全育成事業の放課後児童クラブの会議において、両親が就労されてない方も、何か活動ができる場所があったらいいなという中で、例えば児童館がそういう形に今後なれたら非常にいいんじゃないかという意見が出ていた。

会長：運営、位置づけについて、引き続き、当審議会でも検討する必要があるとし、意見具申の付言とすることとしたいが良いか。

〈委員 了承〉

(3)その他

「意見具申」策定提示に向けた今後の予定

事務局：今回の審議会の意見等を受け、意見具申の文章修正、加えて、児童館に係る付言について、会長と副会長に調整させていただく。最終、全委員に確認いただき提出する。

4 その他

〈なし〉

5 閉会 前田副会長

2022年の3月から協議いただいた中で、市長に提出する意見具申の方向が決まった。ご理解、協力の賜物である。この間の、活発な論議に感謝する。

以上